

令和5年度 第2回高知県いじめ問題対策連絡協議会
《議事録（概要）》

- 1 日 時 令和6年2月5日（月）13時30分～15時00分
- 2 場 所 ザ クラウンパレス高知新阪急 3階 花の間
- 3 出席者
- | | |
|-------------|---------------------------|
| 濱 田 省 司（会長） | 高知県知事 |
| 国 見 佳 延 | 高知県小中学校長会 会長 |
| 藤 田 勇 人 | 高知県高等学校長協会 会長 |
| 橋 本 和 紀 | 高知県私立中高等学校連合会 会長 |
| 林 真 希 | 高知大学教育学部附属小学校 副校長 |
| 佐 竹 大 樹 | 高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会 会長 |
| 池 永 彰 美 | 高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長 |
| 阿 形 恒 秀 | 千里金蘭大学 教授 |
| 川 竹 佳 子 | 高知弁護士会 |
| 吉 川 清 志 | 高知県医師会 常任理事 |
| 池 雅 之 | 高知県臨床心理士会 会長 |
| 竹 内 信 人 | 高知県市町村教育委員会連合会 会長 |
| 藤 原 祐 三 | 高知市教育委員会人権・こども支援課 生徒指導対策監 |
| 藤 原 哲 朗 | 高知地方法務局人権擁護課長 |
| 山 地 和 | 高知県子ども・福祉政策部長 |
| 長 岡 幹 泰 | 高知県教育長 |
| 北 村 昌 巳 | 高知県警察本部生活安全部長 |
| 藤 田 靖 | 高知県中央児童相談所長 |

4 概要

会長挨拶

第1回協議会においては、いじめを生まない環境づくりやいじめの未然防止といったテーマで協議いただいた。また、「高知県いじめ防止基本方針」（以下「県基本方針」という。）の改定の方向について議論を始めていただいた。

また、全国の「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果が公表された。いじめの認知件数は、過去最多を更新しており、本県においても、同様の結果となっているが、いじめ重大事態の1,000人当たりの発生件数は、全国よりも高い傾向にある。いじめの認知件数が増加傾向にあることについては、コロナ禍で制限されていた部活動、学校行事の再開により、児童生徒同士の接触の機会が増えたことが影響している。本県においては、いじめの認知件数について、事実は事実として認識し、早期に対応をしていくことが児童生徒を守ることにつながるという考えに立ち、取組を進めている。

本日の協議会においては、最初に令和4年度の全国調査の結果及び事務局による分析を確認いただき、いじめの早期発見や対応、そして重大事態化の防止に向けた対策について、協議いただきたい。合わせて県基本方針の改定案についても、議論を進めていただきたい。

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について

事務局 <資料1に基づき説明>

本県における令和4年度の小学校におけるいじめの認知件数は2,771件、中学校650件、高等学校289件、特別支援学校39件、合計3,749件となっている。1,000人当たりの認知件数は57.2件となっており、前年度より2.1ポイントの増加となっている。いじめの発見のきっかけは「本人からの訴え」が最も多く、次に「アンケート調査など学校の取組により発見」となっている。

県全体のいじめの認知件数については、過去最高となっているが、認知件数が多いことについては、いじめの早期発見・早期対応が可能になるという点からも、文部科学省も、また本県においても肯定的に評価している。いじめ防止対策推進法が施行されて以降、学校の積極的認知に向けた取組が進んできていると考えられる。

続いて、令和4年度におけるいじめの重大事態については、県全体で19件であり、1,000人当たりの発生件数は0.29件となっている。重大事態の発生件数は、前年度より件数は減少しているが、全国値より依然高い状況となっている。本県においては、被害児童生徒や保護者の思いに寄り添い、重大事態の疑いのある段階から早期に調査に着手しており、件数には調査中のもの、調査の結果いじめが確認されなかったものも含まれているが、重大事態が全国よりも多く発生している状況は憂慮すべきことであり、いじめを生じさせない取組や、いじめの積極的認知を行い、的確に対応する手立てを講じていく必要があると考えている。

いじめの重大事態についての現状と課題

事務局 <資料2に基づき説明>

本県において、いじめの重大な被害が生じた疑いがあるとして調査した件数は、令和2年度は20件、3年度は21件、4年度は19件となっている。また、1,000人当たりの発生件数を示しているが、全国に比べ、高い結果となっている。

本県のいじめの重大事態の内容は、暴力等の有形力の行使、暴言等の行使、ネットいじめの3つに大別される。有形力の行使においては、力の弱い児童生徒に暴力を振るう、やりとりの中で衝動的に殴る蹴るなどの行為に及ぶといった、故意に相手に害を与えるケース、ふざけ合いが度を越して怪我をさせてしまうケースがある。

次に、暴言等の行使については、学校に来ることが苦痛になるような心ない言葉を浴びせたり、恐怖心を感じさせるような威圧的な言葉を投げかけるケース、部活動や学級内といった一定の人間関係の中で、対等な関係性が損なわれ、悪口や嫌がらせなどを行うケースがある。

ネットいじめは件数としては少ないが、SNS上での誹謗中傷やSNS上でグループから外す、といった内容であった。

いじめの重大事態の発生に関する本県の課題は、主に4点に集約される。1点目は、暴力に訴えて解決をするのではなく、言葉によるコミュニケーションで課題解決を図る力の不足が考えられる。2点目として、事案発生時、被害児童生徒が苦痛に感じるような出来事が生じた際、児童生徒、保護者への初期対応や支援、組織としての初動体制が不十分であるため、欠席が長期化する、といったことが挙げられる。3点目は、学校生活の一定の人間関係、周りからは仲がよいと見られるグループの中で、関係性が変化することによって起こるため、児童生徒自身が最初はいじめであるという意識を持ちにくく、いじめが深刻化してしまうということが考えられる。4点目として、SNSという閉鎖的な、また大人にとって気づきにくい環境の中で起こるため、潜在化しやすく、影響が深刻になる可能性が高いことが考えられる。

以上の課題を踏まえ、資料には、いじめの重大事態化防止に向けた対策として4点を示している。1点目は未然防止教育の推進である。具体的には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ス

クールロイヤーといった専門人材や関係機関と連携したいじめの未然防止教育や、アンガーマネジメントといったストレス対処教育も今後重要になってくると考えている。2点目は、組織的対応を徹底することでいじめの重大事態の防止を図るために、初期対応、初動体制が必要であることから、校内組織における情報共有体制の見直しを挙げている。3点目は、早期発見、早期対応の強化である。現在も効果が期待されている1人1台端末の「きもちメーター」などをより広く活用し、児童生徒の変化の早い段階での把握に努めることや、困っていることやつらいことなどを発信する力を育てるSOSの出し方教育の推進を挙げている。加えて、学校だけではなく、地域や関係機関に協力をあおいだ見守り強化も必要であると考えている。そして4点目は、ネットいじめにも大きく関わることであるが、非行防止教室や法的側面からのいじめ予防教育により、児童生徒のいじめは絶対にしてはいけないという意識を高めることが必要であると考えられる。これらの対策を進めることによって、いじめに向かうことのない児童生徒を育成することが、本県として目指す姿であると考えている。

委員

中学校においては、学校生活の中で、日々人間関係をめぐる何らかの問題が発生しているものと考えておく必要がある。そのため、各教員がそれぞれの立場で、対応できる力を付けておくことが重要である。学級担任であれば、学級経営の中で子どもの変化に気づく力、トラブルが起こった場合、その事実関係に基づいて、しっかりと指導、支援して対応力、人権感覚や感性の部分を高めていくことが求められる。その上で、1人の生徒が多く教員と関わるができる環境づくり、多面的あるいは多角的に生徒を見守っていく学校の体制が、非常に重要であり、教員間で情報共有する体制が、非常に大切になってくる。

そして、未然防止の観点から、各教科の授業の中での学びの保障がしっかりとできているかという視点が重要であるとする。学びの保障をしっかりとしていくことで、個々の生徒の学校での居場所や、自己実現の力を付ける、そういったことが未然防止にもつながっていくと考えている。

最後に、中学入学時に、新しい人間関係を築くためのソーシャルスキルを身につける取組など、小学校段階から中学校3年生までに至る学年段階に応じた、コミュニケーションのスキルやソーシャルスキルといったものを身に付けていく指導が欠かせないと考えている。

課題として特に感じていることとして、SNS上のトラブルがある。ネット上のトラブルは、学校での調査とか事実関係が非常に困難なケースが多く、事態が重大化することが懸念される。対応においては、保護者や関係機関との連携が重要であり、未然防止の取組についても、関係機関と継続的に連携していくことが必要であると考えている。

委員

高等学校においては、教員研修やホームルーム活動を通して、各校いじめ防止に取り組んでいる。高等学校においても、いじめの発見のきっかけは、本人からの訴え、アンケート調査が多く、その点では、タブレット活用のアンケート調査は、いじめの早期発見に効果があると考えている。また、本人の訴えに限らず、教員の気づく力といった資質向上に向けて取り組んでいくことも課題と考えている。

また、いじめの対応においては、いじめの疑いがあるもの、あるいはトラブルといったことが、最終的には重大事態につながりうる想定しながら、組織的に取りかかることが重要だが、保護者への対応が学校として困難な場合もある。先日の全国高等学校長協会でも、外部と連携することで解決に至った報告があり、学校のこれまでの対応では困難となっていることについて、当初より専門の立場から関わっていただくことで、学校の経験値が上がれば、重大事態化の防止にもつながると考えている。

もちろん、教員研修も含めて、学校においても法的な知識を持って対応しながら、外部機関と連携することが重要と考えている。組織的対応には、校内の組織的な対応をはじめとして、学校と専門家との連携

による組織的な対応も想定しながら、生徒が安心して学べる学校にしていかなければならないと考えている。

委員

市の校長会等では、いじめ防止対策推進法に定められたいじめの定義、対応方法に則った対応をお願いしている。そのことによって、より広く、早く、浅いうちに対応し、深刻化を防ぐこととなり、法の趣旨は生かされていると考えている。同時に、生徒指導の手法等、学校がこれまで取り組んできたことが変わってきていると感じられることもあり、教育現場では今後取り組んでいくことも多いと考えている。

また、法に則った対応を取ることで、いじめの認知件数は増加しているが、増加を問題として捉えるのではなく、解消解決しているかが大切であると考えている。重大事態についても、疑いの段階で重大事態として取り扱うようにしているので、重大事態の件数も増えているが、言い換えれば、重大事態として取り扱うことによって、真の重大事態化を防いでいると考えている。

いじめの対応における課題や問題点としては、被害者、加害者が逆転したり、同時に被害者でもあり、加害者でもあるというケースが多々見られ、そういった場合に、保護者間のトラブルとなることが多く、解決が難しくなる。また、重大事態における、第三者委員会の立ち上げに要する時間や、第三者委員会の報告を、保護者に納得していただけるよう、どのように伝えていくか、といったことも課題である。

委員

医療の現場から見ると、いじめ対策と医療安全対策には似ている点があると考えている。私は、医療安全の教訓から、記載されていることが完璧にはできないという考え方に立って、努力し続けるという姿勢が大切だと考えている。医療安全の視点から、学校安全について述べさせていただきたい。

各医療機関では、患者さんからも職員からも信頼されている安全体制である医療安全文化を大切にしている。先ほどのSOSを発信する力についても、教師側がSOSをしっかり受け止めて、対応してくれるという安心感がなければ、SOSは発信しにくいのではないか。児童生徒から信頼されているのか、安心安全な学級、学校となっているのかという基盤が大切であると考えられる。これは学校安全文化というふうに言えるのではないか。

早期発見については、いじめの早期発見のためのアンケートや「きもちメーター」の活用はとてもよい。医療機関側から言えば、頭痛、腹痛、倦怠感などの不定愁訴で医療機関を受診している子どもは、いじめのみならず、学校あるいは自分、家庭における問題を抱えていることが多く、医療機関のみでは解決できないことが多い。教員の気づく力といった資質向上は必要であるが、個別に体調や気持ちを尋ねて、必要な学校での支援につなげていただきたい。すぐには素直に話してくれないかもしれないが、軽微な症状を発信していることから、そこに問いかけることによって早期発見につながるのではないかと考えている。

事案の対処についても、医療事故におけるハインリッヒの法則が当てはまると考えている。1件の重大事故が起こった場合、軽微な事故が29件あり、その下にヒヤリハット事例が300件ある。だから、医療現場においては、その300件を毎日起こった度に報告して、みんなが事例共有をして、そういうことを起こさないようにしている。医療機関のヒヤリハット事例の報告数が増加する、また、一定数あることは大切だと言われているように、いじめにおける認知件数の増加は、その意味でとてもよいことだと考える。また、その情報をどのように共有していくのか、校内支援会をどの程度迅速に実施しているのか、それぞれの学校間で差があると思われるが、過剰なぐらいに情報を共有することが大切である。そして、不登校担当の教員、校内サポートルーム、スクールカウンセラー、ソーシャルスクールワーカー、それからスクールロイヤーといったさまざまな職種を上手に活用していただき、現場の対応能力をアッ

プさせる必要があると考えている。

医療機関側においては、人は間違えるものだという基本の考え方があり、医療安全文化として報告する文化、公正な文化、柔軟な文化、学習する文化が言われている。そのことにより、職員が無力感に陥ることがないように保たれている。学校におけるいじめ対応においても、いじめについては誰にもどこでも起こりうると記載されているとおり、同様の文化を構築していただきたい。まず報告する文化、公正な文化、ということである。また、いじめる児童生徒、いじめに関わる児童生徒、いじめられている児童生徒、中間の児童生徒がおり、いじめる児童生徒も含めそれぞれの児童生徒に適切に対応する必要がある。いじめをしている生徒は指導するが、その子もいろいろな問題を抱えている。

学校においても、よかったこと、悪かったこと、気づいたことなどを、児童が毎日発表し合うといった高知市内の小学校の実践や、子どもたちによる人権作文、授業での動画視聴を通じて考える、あるいは劇を通じて、いじめに加担する児童を減らすといったグループの取組等、学校全体として好事例を取り入れて前向きにやっていただきたいと考えている。

高知県いじめ防止基本方針の改定について

事務局 《資料3、資料4に基づき説明》

県基本方針の改定に向けた重点ポイントとして3点を示し、新たに盛り込む内容や拡充する内容を4点示している。

改定の重点ポイントの1点目としては、いじめの重大事態化の防止に向けて、いじめの認知から早期解消までの途切れのない対応や、学校のいじめ防止対策組織や校内支援会等における専門人材、地域、関係機関等との情報共有、協働など、いじめの重大事態化を防ぐための手だてを明文化していこうと考えている。

2点目はネットいじめに関する対策も含めた未然防止の取組の充実である。現行の県基本方針には、ネットいじめの重大性の理解や効果的な対処等に関することが述べられており、今回拡充する内容として、児童生徒を対象とした、教科を横断した情報モラル教育の充実や、法的側面からいじめを考える教育の推進を盛り込んでいくことを予定している。さらに、学校の組織的対応例として、「きもちメーター」の活用などによるいじめの早期発見・対応をさらに促進するといった、ICTの活用によるいじめに気づきやすくする環境整備、学校体制の強化について盛り込んでいく予定である。

3点目は、生徒指導提要の改訂や子ども基本法の施行に伴った内容の変更であるが、そこには児童生徒が意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会の必要性が述べられていることから、いじめ問題を自分のこととして考え議論する実践的な取組として、子どもたちの声を県基本方針に反映させることを考えている。

令和6年度第1回協議会では、今回の協議内容も反映させた箇所を加筆した改定案を示す予定である。その際には、委員の皆様から、ご意見をいただき、その後、児童生徒やパブリックコメントの意見を集約し、来年度の10月に策定、第2回の協議会で報告の後、各市町村、各学校における児童生徒、保護者、地域の意見を取り入れた、学校のいじめ防止基本方針の見直しへの働きかけを進める予定である。

委員

改定について、全体としては、前回の改定以降の統計的なデータや県の取組、生徒指導提要の改訂等の国の動向を反映させた案が作られており、基本的にはこの方向でよいと考えている。

いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、国がまず作り、各地方公共団体が作り、各学校が作ることになっており、そのことによる意義は大きいですが、それぞれの基本方針が似たものになる傾向がある。私からの提案として、例えば県、学校の方針のそれぞれの立場の特色を出せればよいと、日頃

から考えている。

前回の協議会では、委員から、文語体ではなく口語体の基本方針を、という意見があり、せっかく作るのであれば、より読み手の方に届くような、そんな文章にできないかと、興味深くお聞きした。

いじめが社会問題であることから、あってはならない、人間として許されない、ということに終始する文章になりがちであるところがある。そういった禁止の表現だけでは、起きなくて当然というニュアンスが強くなり、達成感が感じられない。教育の場で子どもたちに言うときも、いじめはだめ、差別をしない、から、さらに深めて、豊かにつながるというメッセージを示さなければならない、すなわち、〇〇をしない、ではなく、「豊かな関係性を作ろうよ」というメッセージにしていかなければならないと考える。

県基本方針は、やはり、高知の文化、伝統、歴史、知恵を生かしたものにできればいいという思いがある。例えば牧野富太郎さんとか、やなせたかしさんとか、そういった方々のことをヒントに、豊かにともに生きるというテーマのメッセージを宣言のような形で、私たちの願いを伝えるような文章をつけ加えたら、といったことを考えており、委員の皆様、事務局でご検討いただきたい。

委員

メッセージを示すことで、よりシンプルに伝わると考えられる。いじめ防止という表現では、いじめばかりを意識してしまい、目標地点が見えない、ということになる感じがするので、例えば、高知県の「愛と勇気の実践宣言」といった、ピンポイントで分かりやすい表現で伝えていくことは、より目標点が見えて重要ではないかと個人的には考えている。

もう1点、今回の県基本方針の改定案では、「児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進」という項目が設けられ、「自己指導能力を獲得させる取組」が明確に打ち出されてるところが、非常にすばらしいと考えている。自己指導能力については、「児童生徒が深い自己理解に基づき、何をしたいのか、何をすべきか、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択設定して、この目標のため、自発的自律的に自らの行動を決断し実行する力」と言われており、それは、どうすべきか、ということ、子どもたちが自分で獲得していく、広い意味の人間形成ということになると考えられるが、それが結果的に対人関係を豊かにし、結果的にいじめも消えていくということになる。そういう視点を非常に大事にした方法が、これからのポイントになると考えている。

心理の立場から言えば、やはり本人の自己理解は、とても大事である。例えば、ちょっとちょっかいを出した場合、された子どもはいじめられていると思うかもしれないが、ちょっかいを出した側は、気になっていることの愛情表現としてやっているかもしれない。いじめの施策においては、いじめ認知となり、いじめの現象そのものの解釈の違い、といったことから乖離してしまい、本来の、仲良くする、といったベースにあることが消されていっていることも危惧される。あれはだめ、これはだめ、という言葉が大人から子どもに向けられることで、二重三重の構造的には違ういじめを生んでいるのかもしれない、ということも含めて、シンプルに伝えていく必要があるのではないかと考えている。

委員

いじめ防止対策推進法が施行されて、「いじめは卑怯な行為である」「いじめは絶対に許されない」というように、いじめについて強い言葉が使われるようになった。当初は、早期発見のため、また、「被害者の方が嫌だと思っていること、その気持ちに思い至ろうね」という思いがあったと思われるが、いじめという言葉が、強いものとして歩いている印象がある。

「いじめは許されない」ということの方で、「みんなで、いじめがないとされる世の中をイメージしてみよう」といったメッセージを伝え合っていくような宣言、県基本方針ができたなら、その方が分かりやすく、伝わるものもあると思われたので、今日のご意見を持ち帰り、自分自身でも考えてみたい。

弁護士の視点から盛り込んでいただきたいこととしては、例えば高齢者や障害者の虐待という問題において、養護者、また、虐待をした側へどのように関わっていくか、ということがその後の虐待を防ぐために大事であるという視点が、すでに取り入れられている。いじめの防止においても、加害者の背景等についても考えていく、加害者とされる側にも寄り添えるような視点を入れていただければという思いがある。

委員

私たち民生委員児童委員は日頃から、地域に根差した活動をしており、地域の子どもたちが安心安全な生活ができるよう、地域での見守りや家庭への必要な支援を行いたいと考えている。コロナ禍で、縮小や中止となっていた、学校行事や地域での交流が再開されつつある現在、学校での学校運営協議会や地域学校協働本部などの取組により、以前より学校に行く機会が増えている。その中で、学校からの声かけをいただくことで、非常に参加しやすいとの声が、児童委員民生委員からも上がっている。自分たちの方からはなかなか入りにくいのが、学校から声をいただいたら行きやすい。一方で、学校から地域の会議やイベントに参加していただいて、交流、情報交換ができるよう、地域からも働きかけをしている。

地域住民が学校を知る、学校も地域を知ることは大切である。気になる家庭を訪問する場合も、そのときになって初めて関わるより、日頃からのやりとりや、関わりがあった方が、児童委員も家庭も、お互いに安心して関わるができる。学校と民生委員児童委員とが日頃からのやりとりを行うことで、子どもたちも地域の中で、安全安心に過ごせるよう、また、いじめる側になることも、いじめられる側になることもないよう、子どもたちの小さな変化にも留意しながら関わっていくことができると考えている。

今回の県基本方針の改定案にある、地域とともにある学校づくり、地域ぐるみで子どもたちの育ちを支援する体制づくりのように、いじめの未然防止や早期発見、早期の対応の視点からも、地域と学校が日常的に情報交換ややりとりを行い、学校の活動を支援できる取組が促進される改定になることを希望している。

委員

県では誰一人取り残さない、つながり、支え合う、高知型地域共生社会の実現に向けて、関係の皆様、諸団体の協力をいただきながら、支え合いの地域づくりに取り組んでいる。以前より、地域のつながりが弱くなる中、子育て家庭においても、地域で孤立化するリスクも高まっており、つながり、支えるためには、地域の居場所づくりが大変重要だと考えている。本日は、子どもの居場所づくりについて、特に子ども食堂について、発言させていただく。子ども食堂は、県内約100か所で開催をされており、子どもはもちろんのこと、保護者の方にとっても、気軽に参加、交流できる貴重な居場所となっている。

子ども食堂一つの取組の例として、何となく元気がないなど、子どもの小さな変化に気づいていただく、気になる子どもに声かけをしていただき、悩みなどを受け止めていただき、また支援が必要な場合は、民生委員児童委員や、社会福祉協議会などの専門職につないでいただく、などの見守り体制づくりを進めている。具体的には、気づいてつなぐ高知県地域共生社会研修を実施するなど、子ども食堂の関係者の方々を対象として課題を抱える子どもや家庭に気づくためのスキルアップを支援している。県としては引き続き、子ども食堂の取組の拡大を図るとともに、子ども食堂が、課題を抱える子どものサインを見逃さず、必要な支援につなぐ役割を担っていけるようさらに支援を行っていく。

委員

今回の改定について、県警本部からは、関係機関との支援体制の推進として、警察との日常的な情報共有体制の構築を盛り込んでいただきたい。警察として学校にお願いしたいことは、平素の情報共有と早

めの相談であり、いじめに限らずいざ相談があったときに、既に被害が深刻化しており、もっと早く情報が入っていればということがある。警察への相談については、ためられることがあるかもしれないが、警察は事件化するだけではなくて、いじめの予防や、深刻化を防止する手だてを持っているので、躊躇することなく、積極的に相談をして頼っていただきたい。特に、スクールサポーター制度を設けており、非行防止及び健全育成を図るため学校、地域のパイプ役として、学校への訪問や通学路での見守り活動を行っている。いじめをはじめとする、児童等の問題行動等の情報収集も行っており、学校を訪ねることが多いので、警察との日常的な情報共有の窓口として、積極的な活用を検討いただきたい。

警察としては、学校との日常的な情報共有こそがいじめの予防、発生したいじめの深刻化、重大事案への防止につながると考えており、ぜひ、改定に沿って、日常的な情報共有の実践をお願いしたい。

高知県いじめ防止基本方針に基づく主要な取組の進捗状況について

事務局 《資料5に基づき説明》

今回は、早期発見、早期対応、いじめの重大事態化の防止について、関係の部署から取組を紹介していただく予定であったが、協議会の議事の都合上、1月25日に開催した幹事会で、関係する3つの部署より、紹介していただいた取組を報告させていただく。

まず、心の教育センターの取組についてである。相談件数については、新型コロナウイルス感染症が5類になり、来所を控えていた方々が来所するようになったこと、電話やSNSといった多様なツールで相談を受けていることから、相談件数が増加傾向にある。一方で、いじめや不登校をはじめとして、相談の内容は非常に多様化しており、関係機関と連携を取りながら、適切な支援が行われるよう取り組んでいる。相談のニーズが多様化していることを踏まえて、周知の方法も見直しを図っている。また、校内支援体制のサポートや教育支援センターへの支援など、個別の相談に加えて、組織の取組への支援も継続して行っている。

続いて、児童相談所による相談対応について、以前はいじめに関する相談や被害児童生徒の心のケアを行っていたが、学校にスクールカウンセラー等が配置されることで支援が充実したこともあり、現在はいじめに係るものが少なくなっている。いじめに関しては、非行等で警察に事件処理された事案で、14歳未満の児童生徒の場合に、対象の児童生徒に関わっている。いずれのケースも本人と問題行動等について振り返りを行い、保護者面談で保護者の気持ちを確認している。その子どもがどのような背景でその行動に至ったのか、生育歴や家庭環境等を考えながら支援に関わっている。

最後に、県警生活安全部少年課からの取組を紹介する。非行防止教室、被害少年・加害少年対策では、7月にいじめを題材にしました高知市内の中学生と少年警察ボランティアを中心とした大人が、意見交換を行うイベントを行っている。また、いじめトラブルの相談では、相談者の意向を尊重しながら、学校等と連携しながら対応している。被害少年・加害少年対策としてのヤングテレホンを開設について、また、学校との連携においては、犯罪にあたる行為があった場合は、早急に相談してもらいたい、対応に迷うようなケースについても、迷わず相談してもらいたいというお話をいただいた。確実に対応できるよう、学校警察連絡制度などを活用し、情報共有をしっかりと行いたいというお話もいただいている。

委員（進行）

本日は、県基本方針について考えていくために、さまざまな視点から貴重なご意見をいただいた。いじめの重大事態は、子どもの生命、そして財産に関わるものであり、高知県としては絶対なくしていかなければならない、安全安心な学校をつくっていかなければならない、そういう思いで取組を進めていかなければならないと考えている。本日いただいたご意見を、事務局に持ち帰り、再度検討を重ねていただきたい。

会長挨拶

県基本方針については、関係の行政機関ないしは教職員を、基本的な読み手の範囲として想定した文章であるということを改めて感じる。そうしたものは必要ではあるが、本日、委員より、子どもたちが読もうとしたとき、どこまで分かりやすいものになっているのか、という視点で、それをかみ砕いた形で入れてはどうかという提言をいただき、目からうろこ、という思いを持った。

県基本方針には、行政機関あるいは役所、学校の教職員の観点から見た一種の指針という役割もあるため、近年、特にSNSのいじめといったような事象がかなり増えてきていることを踏まえたアップデートは必要であると考えます。加えて、次期教育大綱の中で、より多様性を尊重していく視点、誰一人として取り残さないという視点を新たな目指すべき人間像として入れていくという流れの中で、加害者の視点といった多角的な取組も、盛り込むことができないかと考える。また、地域における取組、関係機関の間でのより一層の情報共有、連携を強めていきたいという点も、同感の思いである。

本日いただいたご示唆も踏まえ、できるだけ、子どもたち、保護者の目から見ても、分かりやすい、そして、多角的な目から見ても、大きな指針となりうる県基本方針にできればありがたい。委員の皆様方に引き続きのご協力をお願いします。